(様式第９)（第７条関係）

Ｇ脱

令和　　年　　月　　日

登録支援者番号

資金調達支援計画番号

　　　　　　　　　殿

一般社団法人環境パートナーシップ会議

代表理事　星野　智子

令和７年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（脱炭素関連部門））

変更交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで変更交付申請のあった令和７年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（脱炭素関連部門））については、令和７年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（脱炭素関連部門））交付規程（令和７年４月28日制定。以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定により、令和　　年　　月　　日付Ｇ脱　　で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知します。

記

１　補助金の交付の対象となる資金調達支援業務及びその内容は、令和　　年　　月　　日付け変更交付申請書のとおりであり、支援対象事業者は　　　　　である。

２ 変更後の補助金交付決定額は、次のとおりである。

　　　変更前補助金交付決定額　金　　　　　　　　　円

　　　変更後補助金交付決定額　金　　　　　　　　　円

　　　増減額　金　　　　　　　　　円

３　資金調達支援業務に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、令和　　年　　月　　日付け変更交付申請書別紙記載のとおりである。

４　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（脱炭素関連部門））交付要綱（令和７年４月１日付け環政経発第2504012号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（脱炭素関連部門））実施要領（令和７年４月１日付け環政経発第2504012号）及び交付規程に従わなければならない。

５　この変更交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は変更交付決定の通知の日から15日以内とする。

６　補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第４条第２項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

７　その他特記事項等は、以下に記すものとする。

|  |
| --- |
| 担当者連絡先  部署名　　　：  　責任者名　　：  　担当者名　　：  　ＴＥＬ　　　：  　Ｅ－ｍａｉｌ： |